

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
4月4日
(火曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) 三
土地改良事業の工事の完了 (農村整備課) 三
家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報 (畜産振興課) 三
基本測量の実施 (監理課) 三
公共測量の実施の終了 (監理課) 三
登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定の実施 (建築指導課) 四
- 選管告示
政治団体の名称等 四
政治団体の異動事項 四
解散等に係る政治団体の名称等 五
資金管理団体の名称等 六
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等 六
- 公安委告示
技能検定員審査の実施 六
教習指導員審査の実施 九

山口県告示第百四十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年四月四日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び田布施町役場において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 西日本ステンレス鋼線株式会社
住 所 熊毛郡田布施町大字麻郷六一〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 西日本ステンレス鋼線株式会社
所在地 熊毛郡田布施町大字麻郷六一〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (t/日)	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 間 隔 時 間
六五	二・五	平成二九、 四、二九	平成二九、 五、七	平成二九、 五、八	連 続 二四時間 変動なし

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)
	通 常	最 大	
六五	六	六・五	二〇
	六	六・五	二五
	四〇	六〇	五・七
	九	九	九
	三	三	三
	三	三	三

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m^3 /日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
凝集沈殿処理施設	鉄 製	一四四	中 和 ・ 活 性 炭 吸 着 ・ 凝 集 沈 殿	断 続	一六時間	変 動 な し	(既 設)		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 量 (m^3)
	処 理 前	処 理 後		
凝集沈殿処理施設	水素イオン濃度 (水素指数)	七	六	七
	化学的酸素要求量 (mg/l)	三	三	三
	浮遊物質量 (mg/l)	四〇	五〇	四〇
	窒素 (mg/l)	一〇	一六	一〇
	りん (mg/l)	〇・二六	〇・二九	〇・二六
	ふっ素 (mg/l)	五〇	五〇	五〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常	最 大	
七	七	八	七
八	八	八	八
	一四	一八	一四
	一	二	一
	一〇	一六	一〇
	〇・二二	〇・二六	〇・二二
	八	八	八
	七九	七九	七九
	八六・九	八六・九	八六・九



(一〇〇) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成二十八年十一月二十二日山口県公告(四七〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年四月四日から同年五月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小郡店
所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二〇一) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十九年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営柳井大島地区広域営農団地農道整備事業

二 工事完了の時期

平成二十九年三月十七日

(二〇二) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八條第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

平成二十九年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明 番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検 査 成 績	飼養者の住所及 び氏名又は名称
三一四〇四〇 一〇〇〇六	A B 五八二		その他	平成二五、 一〇	宮 城 県	外	岩国市錦町宇佐郷 ブライフーズ株式 会社山口A I セン ター
三一五〇四〇 一〇〇〇四	A B 六〇五		〃	平成二六、 九、二八	〃	〃	〃
三一六〇四〇 一〇〇〇八	A B 六二九		〃	平成二七、 一〇、二九	〃	〃	〃
三一六〇四〇 一〇〇一三	A B 六三三		〃	一二、 一七	〃	〃	〃
三一六〇四〇 一〇〇一九	C 一一四二		〃	九、 一八	〃	〃	〃

(二〇三) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四條第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十九年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量及び国土広域情報修正測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(二〇四) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九條において準用する同法第十四條第二項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知があ

りました。

平成二十九年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

防府市

三 作業の期間

平成二十八年六月二十九日から平成二十九年三月二十五日まで

(一〇五)登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定の実施

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十五条第一項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に次のとおり建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとしました。

平成二十九年四月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務
全部

二 業務の開始の日

平成二十九年四月一日



山口県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十九年四月四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考(届出日)
自由民主党山口県長門市第一支部	笠本 俊也	武平 照幸	長門市東深川2542の3	以上の市町村の区域等を単位として設置された政党(自由民主党)の支部	平成29、2、14
秋山けんじ応援サポーターの会	秋山 賢治	美美	下関市生野町2丁目25番10号		" 22
清水教昭後援会	清水 教昭	清竹千代美	阿武郡阿武町大字宇田1337		" 14
中岡えいじ後援会	中岡 英二	中岡真利子	山陽小野田市大字小野田205の40		" 27
中平裕二後援会	中平 裕二	東野 健二	長門市油谷向津具下210201		" 1、24
早川文乃後援会	赤木 理恵	安森 敬人	" 仙崎/317の3		" 2、23
藤田じょうじ後援会	藤田 剛二	野村 誠	山陽小野田市市日の出2丁目8番5号		" 1、16
星なまちを創る会	星出 恒夫	星出 和子	下関市長府豊浦町10番9号		" "
米津高明後援会	木原 清治	木原 清治	阿武郡阿武町大字奈古2438の7		" 30

山口県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十九年四月四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考(異動日)
			新	旧	
自由民主党軽自動車支部	竹村莊一郎	会計責任者	若林 省吾	松村 孝夫	平成28、6、1
自由民主党三宅商事支部	鹿谷 光哉	"	河村 智	佐々木 孝	平成29、2、

日本共産党山口県西部地区委員会	片山 房一	代表者	片山 房一	池之上 博	〃	20
		会計責任者	加藤 孝明	〃		
五十嵐仁美後援会	原田 忠良	代表者	原田 忠良	若木 勝利	平成28、 〃 12、 〃	平成28、 〃 12、 〃
		事務所	萩市大字椿東2540の1	萩市大字椿4460の4	平成27、 〃 31	
磯部登志恵の会	大町 和昭	会計責任者	福原 尚子	磯部 清	平成29、 〃 2、 〃	平成29、 〃 2、 〃
		〃	中本知都枝	岩藤 陸子	〃	〃
いわふじむつ子後援会	岩藤 陸子	事務所	長門市東深川9630の1	長門市東深川7064の3	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃
植野正則後援会	植野 正則	会計責任者	植野 泰史	植野美知子	平成28、 〃 12、 〃	平成28、 〃 12、 〃
		事務所	大島郡周防大島町大字油字47の1	大島郡周防大島町大字油字47	平成29、 〃 2、 〃	平成29、 〃 2、 〃
小田貞和後援会	小田 貞和	事務所	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃
幸福実現党山口県本部	河井美和子	代表者	河井美和子	諫山 征和	〃	〃
		事務所	周南市野上町1丁目2番2号	山口市小郡新町6丁目8番2号	〃	〃
昇龍会	三浦 昇	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外	国会議員関係政治団体に係る国会議員関係政治団体の区分	平成28、 〃 6、 〃	平成28、 〃 6、 〃
		〃	〃	〃	〃	〃
末永義美新市創生会	末永 義美	会計責任者	末永 佳子	末永 延義	平成29、 〃 1、 〃	平成29、 〃 1、 〃
		代表者	原田 鉄也	権藤 和幸	〃	〃
税理士による河村建夫後援会	原田 鉄也	事務所	宇部市松山町2丁目7番15号	宇部市山門3丁目4番29号	〃	〃
		代表者	〃	〃	〃	〃
長岡浩後援会	日域 究	代表者	日域 究	長岡 浩	平成28、 〃 12、 〃	平成28、 〃 12、 〃
		〃	〃	〃	〃	〃
中村秀明後援会	末若 憲二	〃	末若 憲二	堀 金治	平成29、 〃 1、 〃	平成29、 〃 1、 〃
		会計責任者	中村 裕美	伊藤 千尋	〃	〃

西崎孝一後援会	西崎 孝一	〃	西崎 美草	西崎 謙治	平成28、 10、 〃
西島孝一後援会	俵 吉郎	〃	末永 政彦	野村 一元	〃 12、 〃
福田洋明後援会	永岡 務	〃	福田加津代	吉本 典正	平成29、 2、 〃
山口県清酒産業振興会	山縣 俊郎	代表者	山縣 俊郎	原田 茂	平成28、 11、 〃

山口県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による届出が求められた候補等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十九年四月四日

山口県選挙管理委員会 田 中 一 監

政治団体の名称	代表者の名氏	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
安藤二郎後援会	安藤 二郎	安藤ミヤ子	防府市大字新田7630の1	平成28、 12、 〃
安保法制廃止を求める山口の会	西嶋 裕作	小田村克彦	山口市旭通り / 丁目10番2号	平成28、 2、 〃
こうけつ厚後援会	〃	〃	〃	〃
こうけつ厚と歩む会	纏額 厚	西嶋 裕作	〃	〃
長岡浩後援会	日域 究	長岡 裕子	熊毛郡平生町大字壱ヶ浜616の2	平成28、 12、 〃
中村秀明後援会	末若 憲二	中村 裕美	阿武郡阿武町大字奈古2872	平成29、 1、 〃
浜本やすひろ後援会	濱本 康裕	濱本 理恵	大島郡周防大島町大字東安下庄2840の3	平成28、 12、 〃
やすしの会	渡辺 靖志	渡辺裕美子	防府市千日2丁目15番20号	〃
山下かずあき後援会	山下 和明	山下 好子	〃 華浦2丁目7番33号	平成29、 1、 〃

山口県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十九年四月四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称	管理団体の名称	代表者の氏名	備付年月日
滝地 博之	宇部市議会議員	このいけ博之のいけ博之後援会	宇部市川添3丁目10番5号	滝地 博之	平成29、1、16
星出 恒夫	下関市議会議員	星出つねおと元氣なまちを創る会	下関市長府豊浦町10番9号	星出 恒夫	〃 〃 16

山口県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十九年四月四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備付年月日
濱本 康裕	濱本やすひろ後援会	平成28、12、31
山下 和明	山下かずあき後援会	平成29、1、2
渡辺 靖志	やすしの会	平成28、12、31



山口県公安委員会告示第十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十九年四月四日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 - 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）及び技能検定員審査（準中型）
- 二 審査の日時及び場所
 - （一）日時 平成二十九年五月八日（月曜日）及び同月九日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
 - （二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 - 平成二十九年四月十七日（月曜日）から同月二十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 - 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - （一）技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
 - （二）規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - （三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
 - 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
 - 二万三千円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千元

二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百円
三 教則の内容となっている事項	二千四百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千四百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	二千元
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千七百五十円
備考 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千四百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（普通）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十九年五月九日（火曜日）及び同月十日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十九年四月十七日（月曜日）から同月二十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面	
(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）	
六 運転免許証の提示	
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。	
七 審査手数料	
一万九千六百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。	

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千六百元
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千五百円
三 教則の内容となっている事項	千九百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百円
備考 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に八百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

審査の種類	審査の細目	減ずる額
一 審査の種類 技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（けん引）	一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 審査の日時及び場所	二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千五百円

一 審査の種類
技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（けん引）

二 審査の日時及び場所
（一）日時 平成二十九年五月十一日（木曜日）及び同月十二日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十九年四月十七日（月曜日）から同月二十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類
（一）技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
（二）規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
（三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
一万四千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査の種類	審査の細目	減ずる額
一 審査の種類 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）	一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 審査の日時及び場所	二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千五百円

一 審査の種類
技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所
（一）日時 平成二十九年五月十二日（金曜日）午前九時から午後五時十五分まで
（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十九年四月十七日（月曜日）から同月二十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類
（一）技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
（二）規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
（三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

審査の種類	審査の細目	減ずる額
三 教則の内容となつてゐる事項		千九百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識		千九百五十円
五 技能検定の実施に関する知識		二千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識		二千五百五十円

備考
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

六 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。
 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万七千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万七千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千四百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円
備考	
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第十二号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十九年四月四日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)及び教習指導員審査(準中型)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十九年五月十五日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前九時から午後五時十五分まで

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十九年四月十七日(月曜日)から同月二十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千六百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千六百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千円

二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千五百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千五百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千四百円
備考 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
教習指導員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十九年五月十六日（火曜日）及び同月十七日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十九年四月十七日（月曜日）から同月二十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面	
(二) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）	
六 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。	
七 審査手数料 一万千八百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。	
審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千六百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千二百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円
備考 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一七三―二九〇〇）にすること。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円

- 一 審査の種類
教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）
- 二 審査の日時及び場所
（一）日時 平成二十九年五月十八日（木曜日）及び同月十九日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十九年四月十七日（月曜日）から同月二十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
（一）教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
（二）規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
（三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
九千四百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

三 学科教習に必要な教習の技能	千円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円
備考 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。	

- 八 その他
（一）審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
（二）この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）
- 二 審査の日時及び場所
（一）日時 平成二十九年五月十九日（金曜日）午前九時から午後五時十五分まで
（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十九年四月十七日（月曜日）から同月二十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
（一）教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
（二）規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
（三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

六 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。
 運転免許証の提示

六 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千七百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三一―二九〇〇)にすること。